（前のページより続き）

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九〇）　一八九
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一二九）
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則附則第二条第四号等に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を指定する件（文部科学八一）　一九三
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の廃止に関する件（同八六）　一九五
○福島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通五九六）　一九六

〔叙位・叙勲〕

〔褒　賞〕　二一七

〔官庁報告〕

労　働

労働安全衛生法第四十五条第四項の規定に基づく自主検査指針に関する公示（厚生労働省）　二一九

国家試験

司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　二二九

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年二月分）（財務省）　二三三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

適格機関投資家、外国監査法人等、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二三四

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録に関する件（同八二）　一九四
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録に関する件（同八三）
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録に関する件（同八四）
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録事項の変更に関する件（同八五）　一九五
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の認定等に関する件（同八六）　一九五
○福島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通五九六）　一九六

〔叙位・叙勲〕

〔褒　賞〕　二一七

〔官庁報告〕

労　働

労働安全衛生法第四十五条第四項の規定に基づく自主検査指針に関する公示（厚生労働省）　二一九

国家試験

司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　二二九

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年二月分）（財務省）　二三三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

適格機関投資家、外国監査法人等、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二三四

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始、日本放送協会入札、公立学校共済組合定款の一部変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分、地方公務員共済組合連合会役員の就任、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　二二四

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　二二四

会社その他　二二五

会社決算公告　二二五

本号で公布された法令のあらまし

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令（政令第百五十号）（財務省）　二三〇
1　令和八年度から令和十四年度までの各年度における財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条の剰余金の額の計算上、東日本大震災からの復興を図ることを目的として実施する施策に要する費用等の財源に充てる額を控除することとする。（附則第九条の三関係）
2　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の規定により令和八年度から令和十二年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であって当該各年度所属の歳入とされるものについて、日本銀行における受入期限を当該各年度の翌年度の六月三十日とする。（附則第十条関係）
3　この政令は、公布の日から施行する。ただし、1の改正規定は、令和八年八月一日から施行する。（改正令附則第一項関係）
4　令和七年度出納整理期間に発行される2の公債につき、所要の経過措置を設ける。（改正令附則第二項関係）

◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令（政令第百五十一号）（経済産業省）　二三〇
二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行期日は、令和八年五月二十二日とすること。

◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第百五十二号）（経済産業省）　二三一
第1　二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令の一部改正
二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第三十八条第二項第五号イの政令で定める基準は、貯